

津幡町公告第 29 号

津幡町笠野地区において計画する県営土地改良事業 ほ場整備事業（面的集積型）について、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、県営土地改良事業の変更計画書（写）を下記のとおり縦覧する。

令和8年6月5日

津幡町長 吉田 克也

1. 縦覧に供する書類

県営土地改良事業変更計画書（写）

2. 縦覧期間

自 令和8年6月8日 から

至 令和8年7月6日 まで 20日間

3. 縦覧場所

津幡町役場 産業建設部農林振興課

4. 審査請求期間

自 令和8年7月 7日

至 令和8年7月21日